# 愛媛県伊方町使用済核燃料税の新設について

## 1. 使用済核燃料税新設の理由

伊方町では、地方交付税の合併特例の縮減や伊方1号機の廃止に伴う電源交付金の影響が町財政を圧迫し、さらに国の核燃料サイクル政策の遅延等の影響により、立地自治体として想定していた使用済燃料の速やかな搬出という原則が崩れ、サイト内への一時的な貯蔵が長期化している現状にある。

地元住民の不安を払拭するための施策として、平常時からの安全対策や万が 一原子力災害が発生した場合に備えた防災対策の他、民生安定、環境安全、生 業安定、原子力発電所との共生に必要な多岐にわたる財政需要が求められてい る。

これらを踏まえ、法定外普通税として「伊方町使用済核燃料税」を新設するものである。

### 2. 伊方町使用済核燃料税の概要

課税団体	愛媛県伊方町	
税目名	使用済核燃料税(法定外普通税)	
課税客体	使用済核燃料の貯蔵	
課税標準	使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量 (使用済核燃料とした日から5年を経過したものに限 る。ただし、発電用原子炉を廃止したものはこの限りで はない。)	
納税義務者	発電用原子炉の設置者	
税率	1キログラムにつき500円	
徴収方法	申告納付	
収入見込額	(平年度)309百万円	
非課税事項	_	
徴税費用見込額	_	
課税を行う期間	平成30年度から平成34年度までの5年間	

### 3. 同意要件との関係

伊方町使用済核燃料税について、地方税法第671条に規定する不同意要件に 該当する事由があるかどうか検討する。

- ○地方税法(昭和25年法律第226号)(抄) (総務大臣の同意)
- 第671条 総務大臣は、第669条第1項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る市町村法定外普通税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。
  - 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の 負担が著しく過重となること。
  - 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして 適当でないこと。
- (1)「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

#### ① 課税標準

核燃料に対する税としては、愛媛県核燃料税(法定外普通税)があるが、 今回新設を予定している伊方町使用済核燃料税の課税標準は「使用済燃料 に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量」であり、一方、愛媛県 核燃料税は「発電用原子炉に挿入された核燃料の価額」及び「発電用原子 炉の熱出力」とされていることから、課税標準を異にしている。

なお、発電所に対する税として、電源開発促進税(国税)があるが、課税標準は「販売電気の電力量」とされていることから、伊方町使用済核燃料税と課税標準を異にしている。

この他、形式的にも実質的にも国税又は他の地方税と課税標準を同じくするものは認められない。

(参考) 伊方町使用済核燃料税、愛媛県核燃料税及び電源開発促進税との比較

	伊方町使月済核燃料税	愛媛県核燃料税	電源開発促進税
納税義務者	発電月原子炉の設置者	発電月原子炉の設置者	一般送配電事業者
課税客体	使月済燃料の貯蔵	①価額割:発電月原子炉への核燃料の挿入 ②出力割:発電月原子炉を設置して行う運転及び 廃止に係る事業	販売電気
課税標準	使月済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量(使月済核燃料とした日から5年を経過したものに限る。ただし、発電月原子炉を廃止したものはこの限りではない。)	①価額割:発電月原子炉に挿入された核燃料の価額 ②出力割:発電月原子炉の熱出力	販売電気の電力量
税率	1キログラムにつき500円	①価額割:100分の8.5 ②出力割:40,000円/千kW/課税期間3か月 (廃止措置計画の認可後は30,000円 /千kW/課税期間3か月)	375円/千kwh
課税を行う 期間	平成30年度から平成34年度までの5年間	5年間(平成26年1月16日~平成31年1月15日)	_

#### ② 住民の負担

特定納税義務者である四国電力は、年間売上高6,131億円(平成28年度決算ベース)であり、本件条例による負担は約3億円であり、著しく過重な負担とまでは言えないと考えられる。

また、仮に伊方町使用済核燃料税が電力消費者に転嫁されたとしても、その電力料金に及ぼす影響は、標準家庭1世帯当たり3.1円/月と見込まれ、今回の税新設によって、住民の負担が著しく過重となるとは言えないと考えられる。

したがって、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

(2)「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。」

伊方町使用済核燃料税は、地方団体間の物の円滑な流通を阻害するような内国関税的なものとは言えず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3)「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。」

福島第一原子力発電所の事故以降、国においては、原子力発電について、より高い安全性を求める方向性を掲げているところである。伊方町使用済核燃料税は、伊方町における安全対策事業等の財源となるものであり、原子力発電における国の政策の方向性と軌を一にするものである。

このことから、「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に 照らして適当でないこと」には該当しないものと考えられる。

以上により、今回新設を予定している伊方町使用済核燃料税については、地方税法第671条に規定する不同意要件に該当する事由がないと認められると判断する。